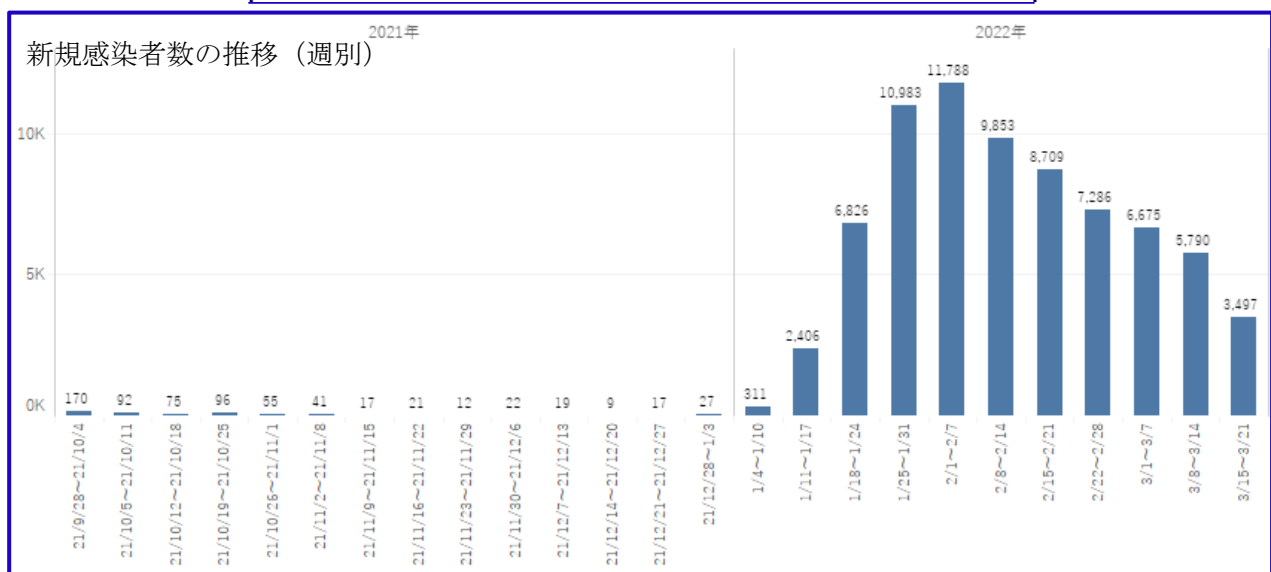


報告 新型コロナウイルス感染症対策について

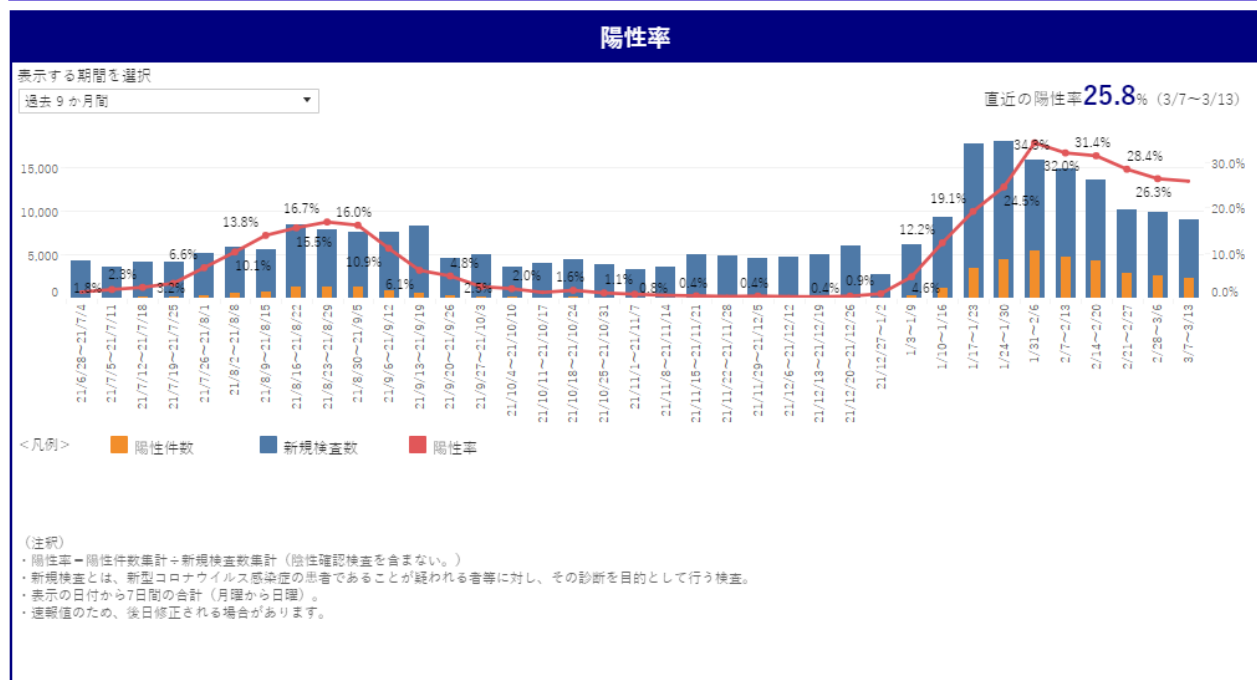
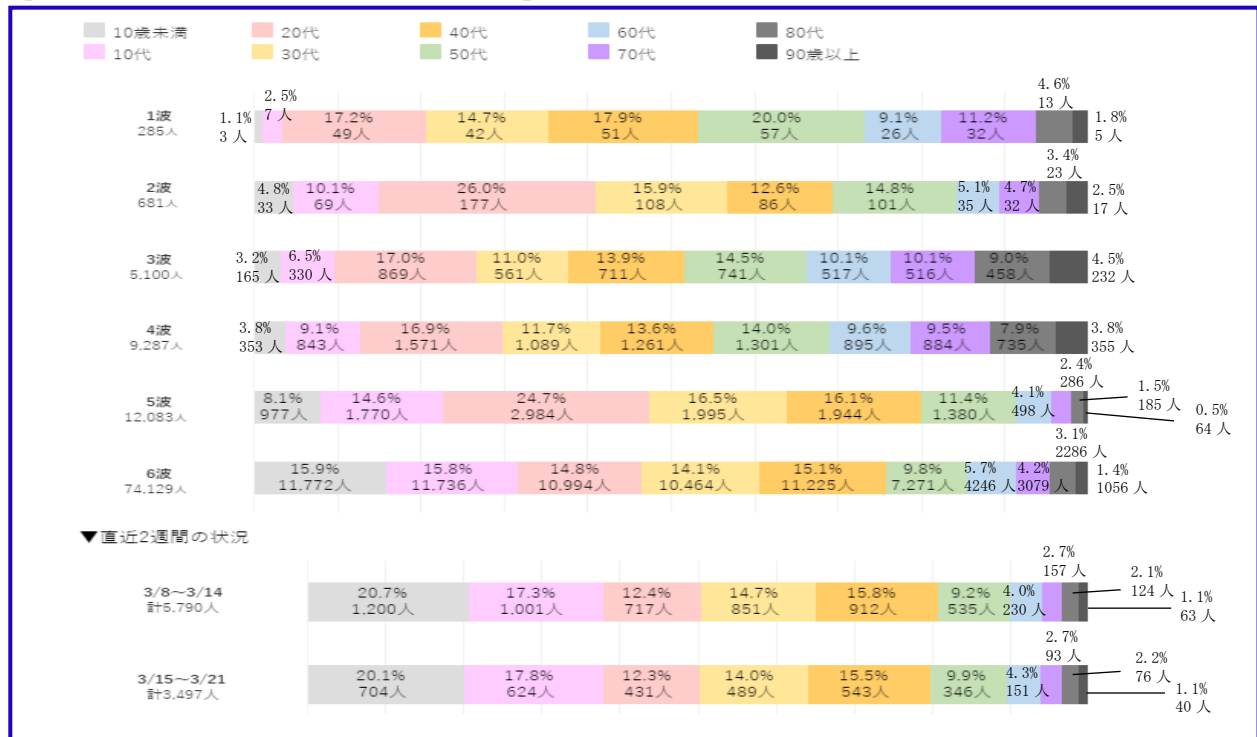
1 市内発生状況（3月21日時点）

- (1) 新規感染者数 264 人、入院者数 196 人、宿泊療養施設入所者数 138 人、
自宅療養者数 5,391 人、療養先調整者数 754 人、死者数 841 人（累計）

患者の状況	
患者発生総数	101,565人 (うち疑似症2,942人)
神戸市在住者	96,682人
入院	196人
中等症以下	190人
重症	6人
宿泊療養施設	138人
自宅療養	5,391人
療養先調整中	754人
死亡	841人
治癒（退院など）	89,362人



【年代別感染者発生割合（感染の波別）】 3月21日時点



神戸市の現在の状況

- 確保病床の使用率 **57%** (227/398床)
- 重症者用病床の使用率 **23%** (12/53床) 【うち、重症者 **15%** (8/53床)】
- 新規感染者 週患者数 (人口10万人あたり) **229.6人** (3/15~3/21)
- 入院率 **3%** (入院数/療養者数)
- 感染経路不明割合 **56.2%** (2/22~2/28)

2 国・県等の直近の主な動向

(1) 国の直近の動向

- ・ 2月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第88回：持ち回り開催）
 - ・まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
 - 終了区域：山形県、島根県、山口県、大分県、沖縄県
 - 終了時期：令和4年2月20日
 - 実施区域：
 - ・広島県は、令和4年1月9日から3月6日まで。
 - ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県は、令和4年1月21日から3月6日まで。
 - ・北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県は、令和4年1月27日から3月6日まで。
 - ・和歌山県は、令和4年2月5日から3月6日まで。
 - ・高知県は、令和4年2月12日から3月6日まで。
- ・ 3月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第89回：持ち回り開催）
 - ・まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
 - 終了区域：福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、高知県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
 - 終了時期：令和4年3月6日
 - 実施区域：
 - ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県及び熊本県は、令和4年1月21日から3月21日まで。
 - ・北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府及び兵庫県は、令和4年1月27日から3月21日まで。
- ・ 3月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第90回：持ち回り開催）
 - ・まん延防止等重点措置終了する旨を公示

(2) 県の直近の動向

- ・ 2月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第68回）
 - ・まん延防止等重点措置延長に伴う対応
- ・ 3月1日 新型コロナウイルス感染症関係者会議（第69回）
 - ・まん延防止等重点措置期間の延長要請
- ・ 3月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回）
 - ・まん延防止等重点措置延長に伴う対応
- ・ 3月15日 新型コロナウイルス感染症関係者会議（第71回）
 - ・まん延防止等重点措置解除の要請
- ・ 3月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第72回）
 - ・まん延防止等重点措置解除後の対応

(3) 関西広域連合の直近の動向

- ・ 3月5日 第28回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - ・ 関西 感染防止再徹底宣言

3 本市の体制

- ・ 2月18日 令和3年度 神戸市の対応方針（第6弾-改定）を決定
 - ・ 兵庫県について、まん延防止等重点措置期間の延長
- ・ 3月4日 令和3年度 神戸市の対応方針（第6弾-改定）を決定
 - ・ 兵庫県について、まん延防止等重点措置期間の再延長
- ・ 3月18日 令和3年度 神戸市の対応方針（第6弾-改定）を決定
 - ・ 兵庫県について、まん延防止等重点措置の終了

4. 本市における感染拡大防止の取り組み

本市の対応方針（第6弾 - 改定）等に基づく主な取り組み

今後も引き続き、変異株を含め感染状況を注視しながら、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保と感染拡大防止の取り組みを継続する。

(1) 医療提供体制の確保

安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

①病床の確保

- ・ 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、病床確保を行う。

②早期対応による重症化防止の強化

○自宅療養者への早期対応体制の強化

- ・ 外来受入医療機関の拡充（15→20 医療機関）。

○宿泊療養施設の強化

- ・ 入所受入れ体制の確保として、安定的な受け入れ体制を確保（6施設）。
- ・ ニチイ神戸ポートアイランドセンターにおいて、2月5日から酸素投与が必要な要介護者等の受け入れ施設として活用。

(2) 保健所業務の重点化

- ・ 新規感染者が高止まりしている中、療養者の重症化防止および適切なフォローアップを行うため、保健所業務について重点化を実施。
- ・ 重症化リスクの高い対象者への支援を重点化するため、積極的疫学調査は、2月5日から重症化リスクのない方への調査を当面の間、停止。
- ・ 陽性患者が発生した学校園のクラス全員に対する検査及び感染の疑いのある方が利用した飲食店への検査については、高齢者、障害児・者の施設への検査を重点化するため、1月26日から当面の間、停止。
- ・ 自宅療養中に症状が悪化した患者への対応と新規感染者への対応に重点化するため、原則、症状が悪化した患者本人から連絡があった場合のみ保健所による健康観察を実施。
- ・ 重症化リスクの低い患者への相談対応を維持するため、区保健センターで行っていた軽症患者等からの相談を2月4日から本庁で集約。（自宅療養フォローアップセンター）

(3) 変異株ゲノムサーベイランス体制

- ・神戸市健康科学研究所において、オミクロン株に対する体制を強化（11月29日～）。
- ・市内医療機関等から収集した陽性検体について、オミクロン株および新たな変異株を早期発見・対応できる体制を整備。

(4) ワクチン接種促進

- ・初回（1回目・2回目）接種は、12歳以上の約85%が2回目接種を完了。
- ・5歳～11歳の小児は、令和4年3月から個別接種医療機関約160機関で接種を開始。
- ・18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種（3回目接種）を実施。（12月～）
- ・追加接種について、国の方針に基づき接種券を前倒しして発送。
- ・ノエビアスタジアム神戸会場で「接種券なし接種」（2月5日～3月7日）を実施。
- ・ハーバーランドセンタービル会場で「予約なし接種」（2月28日～3月27日）を実施。
- ・ノエビアスタジアム神戸会場で、企業、各種団体及び大学等教育施設向けに「団体接種」の予約受付を3月17日より開始し、3月28日から接種を開始予定。

(5) 感染拡大防止の取り組み

- ・感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けるなど基本的感染防止対策を呼びかけ。
- ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の活用等による柔軟な働き方の推進や事業継続計画に基づく取り組みの実施を呼びかけ。
- ・ワクチン接種やマスクと距離の確保など、最重要感染防止対策を推進。但し、子どものマスク着用については、一人ひとりの状況を踏まえ、一律にマスクの着用は求めない。

(6) 市立学校園

- ・感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等の工夫を行いながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。
- ・教育活動を行うにあたっては、感染等により登校していない児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援等を実施。
- ・児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底。

(7) 保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等をさせないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続。

(8) 社会福祉施設等

- ・高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請。
- ・面会については、面会者からの感染を防ぐことと、家族等とのつながりが心身の健康に与える影響について考慮。
- ・感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面

会を含めた対応を検討。

- ・利用者が外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底。
- ・高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、3 回目のワクチン接種終了まで引き続き実施。

(9) 経済対策について

- ・長引くコロナ禍により、経営環境に影響が生じている市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。
- ・市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

(10) 市有施設等の対応

- ・多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や国・県の方針に基づき対応。

(11) イベント等の対応

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の条件及び業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応。

○「感染防止安全計画」策定（5,000 人超かつ収容率 50%超）

- ・人数上限：収容定員まで
- ・収容率：100%（「大声なし」が前提）

○上記以外の催物

- ・人数上限：5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- ・収容率：大声なし 100%、あり 50%
（人数上限と収容率のいずれか小さい方）

(12) 庁内勤務体制

- ・新型コロナウイルス感染症対策への応援体制確保を最優先に、引き続き全庁を挙げ、万全の体制を確保。
- ・職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないように、必要な業務体制を構築。
- ・引き続き在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策を徹底。

(13) 備蓄物資の確保等

- ・感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。
- ・災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。